

令和3年3月16日(火曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	小永正裕	2番	矢野依伸	3番	山本久夫
4番	山崎正男	5番	浅野修一	6番	吉尾昌樹
7番	濱村美香	8番	矢野昭三	9番	宮地葉子
10番	澳本哲也	11番	宮川徳光	12番	池内弘道
13番	中島一郎	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	川村一秋
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	土居雄人
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	橋田麻紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎 あゆみ

令和3年3月第16回黒潮町議会定例会

議事日程第5号

令和3年3月16日 9時00分 開議

日程第1 議案第71号から議案第108号まで

(常任委員長の報告・質疑・討論・採決)

日程第2 議案第109号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第110号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議員提出議案第6号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第5 議員の派遣に関する件について

日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から追加提出された議案

議案第 109 号 教育委員会の委員の任命について

議案第 110 号 教育長の任命について

## 議 事 の 経 過

令和3年3月16日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、議案第71号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についてから、議案第108号、黒潮町建設計画の変更についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長。宮川徳光君。

総務教育常任委員長（宮川徳光君）

おはようございます。

それでは、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査について報告致します。

今回付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、議案番号71、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についてから、議案番号108、黒潮町建設計画の変更についてまでの12議案です。

内訳は、条例の制定が1件、条例の一部改正が3件、令和2年度の一般会計および特別会計の補正予算が2件、令和3年度の一般会計および特別会計の予算が4件、指定管理者の指定が1件、黒潮町建設計画の変更についてが1件となっています。

審査の結果は、12議案全てについて討論はなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

この報告は、配布の委員会審査報告書の議案番号順に、質疑があったもの、金額が大きなもの、また、新たなものや前年より変更があったものなどについて主に行いたいと思います。

なお、提案理由につきましても、本会議にての説明と重複する点も多いと思われそうですが、ご了承ください。

では、議案番号71、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についてです。

選挙運動用ポスターの作成の公営事業化と、改正された公職選挙法で町村議会議員選挙における供託金15万円が没収されることとなったことによる条例制定で、説明は本会議と同じでした。

なお、内容は、ポスター製作費用の公費負担分は、満額で11万7,000円ほどとなる。ただし、公費負担分以上の作成費については自己負担となる。

この条例の内容を前回の町議会議員選挙に当てはめた場合、立候補者が16名だったので187万円程度の予算が必要となる。

また、供託金については、得票数が52票以下だと供託金15万円の対象となるとともに、ポスター製作費用も全額自己負担になるとのことでした。

この議案に対する特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案番号72、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例について、

議案番号 73、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、

議案番号 78、黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、の3議案につきましては、説明は本議会と同じで、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案番号 79、令和2年度黒潮町一般会計補正予算についてです。

まず、第1表の歳出です。

29 ページからの2款総務費、1項総務管理費のうち、33 ページ、32 ページ下段からの5目財政管理費、24節積立金のうち、33 ページの説明欄の下から2つ目の、ふるさと納税基金2億円弱の減ですが、減額分を基金に入れずにそのまま充当をしたことによるものとのことでした。

委員より、積み立てなかった理由はとの質疑があり、執行部より、入ってきた分を全て積立てるとしていましたが、監査委員よりの、積立分とその年度に充当する分とのさび分けをするようにとの指導によるもの。

これにより、当初6億円を積み立て予定していたが、この減額により4億円ほどの積み立てとなったとのことでした。

その下、6目企画費、1節報酬の会計年度職員報酬の上から3番目の地域おこし協力隊1,111万3,000円の減は、当初10名で計画していたが4名の採用となったことや、途中採用や途中退職があったことによるもの。

委員より、採用が計画の半数以下になっているが理由は。また、採用して移住後の受け入れ態勢などの改善が必要ではとの質疑があり、執行部より、協力隊については、当町だけでなく募集を掛けても応募数が少ない状況となっている。

また、これまで21名の協力隊員を採用しているが、そのうち6名の方が町内に居住されており、中には結婚されて子どもさんも生まれた方もいる。協力隊の皆さんに座談会形式で集まっていただくことも月1回のペースで開催しており、加えて、研修へのご案内や年に2回ほどの面談も設けて、移住に向けての相談にも応じているとのことでした。

その下、集落支援員53万3,000円の減額は、集落活動センター佐賀北部の支援員が昨年の4月から6月途中まで約3カ月間雇用してなかったことによるもので、報酬と夏期手当による減額とのことです。

委員より、雇用できなかった理由はおまた、雇用の形態と今後の雇用予定はとの質疑があり、執行部より、雇用していた地元の方が家庭の都合により昨年3月末で退職。新たな方が6月末から来ていただいたことによるものとのことです。

また、雇用の形態は、6カ月更新の1年間という形で会計年度任用職員として採用していて、年間の報酬はボーナスを含んで208万円ほど。なお、現在雇用している支援員については、来年度も引き続いて来ていただけることとなっているとのことでした。

続きまして、38 ページ。

12目国土調査費1,731万2,000円の減は、令和2年度1.63平方キロメートルを調査予定としていたが、国の許可が1.47平方キロメートルと面積が減ったことによるもの。

委員より、下田の口、上田の口などの高規格道路関連場所の進み具合はとの質疑がありまして、執行部より、全て完了している。なお、来年度は、荷稻地区と田の口地区を予定しているとのことでした。

45 ページからの3款民生費のうち、52 ページ、3項児童福祉費、3目児童福祉施設費、2節給料の940万円減と、53 ページ、3節職員手当の最下段、会計年度期末手当（フル）の505万円減は、共にフルタイム会計年度任用職員関連の減とのことです。

委員より、フルタイム会計年度任用職員関連の減の額が大きいですが、理由はとの質疑があり、執行部より、会計年度任用職員については年度毎の入所数により対応をしているが、入所者の年齢により受け持ち人数が大きく変わってくるため、結果的に不用となったものとのことです。

続きまして、69 ページからの 10 款教育費のうち、72 ページ、4 項社会教育費、2 目社会教育振興費の 62 万 5,000 円減額の要因は、成人式の延期によるものとのことです。

なお、1 月 3 日に予定しており延期となったものについては、5 月 4 日に開催予定としている。また、令和 3 年度の成人式は令和 4 年 1 月 3 日に予定しており、令和 3 年度は 2 回の成人式の開催を予定しているとのことでした。

歳出は以上で、歳入についてですが、15 ページからの歳入についての特段の質疑はありませんでした。それから、9 ページの第 2 表繰越明許費関連です。

9 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費の上から 4 行目、体育館屋根改修事業 3,689 万円は、旧馬荷小学校と旧北郷小学校の体育館の屋根の雨漏り修繕。

続きまして、10 ページ、9 款消防費の最下段、木造住宅耐震事業 1 億 6,935 万 3,000 円は、耐震診断 150 件、耐震設計 169 件、耐震改修 92 件、ブロック塀 32 件の繰り越しとのことです。

委員より、今年は多くの繰越事業があるが、コロナ関係の事業はとの質疑があり、執行部より、2 款総務費の最下段の新型コロナウイルス感染症経済支援給付事業 3,027 万円、7 款商工費の下から 5 行目の黒潮町感染症対策商工業施設等整備事業 1,000 万円、以下、黒潮町スポーツツーリズム誘客促進事業 3,811 万 3,000 円、黒潮町屋外観光施設等緊急整備事業 1,936 万 6,000 円、黒潮町観光客誘客促進事業 246 万 4,000 円があるとのことでした。

続きまして、11 ページの第 3 表地方債補正についてですが、質疑はありませんでした。

続きまして、議案番号 80、令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてです。

執行部より歳出、歳入の説明を受けまして、委員より、補正額が 5,337 万円ほどの減額で大きい額だが、理由はとの質疑がありまして、執行部より、9 ページの給与費明細書に示すように、一般職員が 193 名から 189 名に 4 名減となったことによるものとのことでした。

続きまして、議案番号 85、令和 3 年度黒潮町一般会計予算についてです。

まず、14 ページからの歳入についてですが、歳入については特段の質疑はありませんでした。

続きまして、第 1 表の歳出についてです。

48 ページ下段からの 2 款総務費、1 項総務管理費の、51 ページ最下段からの 2 目人事管理費のうち、52 ページ下段の 12 節委託料の上から 2 番目、人事評価制度運用及び人材育成基本方針策定支援業務委託 217 万 5,000 円は、毎年、人事評価関連で 110 万円ほど計上して平準化等の取り組みをしていたが、昨年、この委員会での指摘もあり、人事評価と人材育成を絡めて検討することとしたためのものとのことです。

これにより、来年度は、人材育成についての具体的な手法の検討とか、係長、課長補佐、課長など、段階別に求める人材についての人事評価の評価項目の見直しや、各係の枠を越えて動けるなど、係制の打破などの検討を目的として取り組むためのものとのことでした。

委員より、この件ではありませんが、その下のストレスチェック支援業務委託 28 万 9,000 円と、同ページの中段の 7 節報償費のメンタルヘルス相談 30 万円の内容はとの質疑があり、執行部より、ストレスチェックについては、毎年、夏季にストレスチェックの診断をネットワーク上で質問に答える形で職員全員に行っていただいているとのこと。

また、メンタルヘルス相談は、月 1 回の 12 回分に加えて、必要に応じるためとして 3 回分を計上、計

15回分を計上しているとのことでした。

その下、53ページの説明欄の最上段の地方公務員法の定年引上げに伴う例規整備支援業務委託料として143万円を計上しているとのこと。

委員より、支援業務の内容はとの質疑がありまして、執行部より、定年制の延長については令和4年度から段階的に導入予定で、今のところ、2年間で1歳ずつ引き上げて65歳までの延伸を図る予定となっている。これに伴い条例等の改正などが10本ほど想定されており、そのための業務委託となっているとのことでした。

53ページからの3目財産管理費のうち、55ページ、12節委託料の一番上、集会所新築実施設計委託346万5,000円は、小黒の川集会所関連。その下、集会所新築工事管理委託176万円と、登記事務委託24万7,000円、および不動産鑑定業務委託17万8,000円は、佐賀橋川集会所を現在の場所に建て直すことに関連したもの。

14節工事請負費の下から4番目、白浜地区水路改修工事382万円は、白浜地区の集会所の地盤高が地区内で一番低く水がたまりやすい状況となっているため、町道の改修と絡めて、町道から下流の側溝整備をして解消しようとするもの。

その下、集会所用地舗装工事211万8,000円と、集会所新築工事2689万3,000円、また、56ページの16節公有財産購入費166万7,000円につきましては、55ページにもありました佐賀橋川の集会所新築工事関連のものとのことでした。

委員より、集会所の新築、改築時の流れ、また地区の分担金などはとの質疑があり、執行部より、集会所については、合併当時、大方地域は町有、佐賀地域は各地区の所有となっていたが、これを全て町有とすることになり、佐賀地域も合併以降に建築した集会所は町有となっている。このため、今回の佐賀橋川集会所についても町が建築し、町有の集会所となります。

この佐賀橋川集会所については、建築後、地区と管理委託契約を結び、電気料などの維持管理費については地区の負担に、また建物などの大きな改修などは町の負担となるとのことでした。

また、集会所の新築用地についても、町が購入して町有地となる。

なお、既存の集会所のうち、町有でない用地については立替え時に町有に変更していく。

また、分担金については、土地の購入には分担金はないが、建築の設計や工事については受益者負担の観点により1割の分担金を頂いているとのことでした。

続きまして、57ページ。

56ページ下段からの5目財政管理費、24節積立金の説明欄の下から3番目、ふるさと納税基金は3億円ほどとなっています。

委員より、前年度より少ない額だが、ふるさと納税の状況はとの質疑があり、執行部より、今年度の歳入で7億円を見込んで、そのうちの3億円を積み立てるとしているとのことでした。

なお、2年度は当初6億円の積み立てを計画していたが、充当の調整の結果、4億円の積み立てとしているとのことでした。

続きまして、63ページ。

62ページからの9目交通安全対策費の18節負担金補助及び交付金のうち、自動車安全運転支援装置設置補助金100万円は、令和2年度に新たに導入した制度で、令和2年度中は現時点で11件の20万ほどを支出しているとのことでした。

この装置は、新車には当然付いているので今後は余り増えないと考えているが、令和2年度と同額の100

万円、50件分を計上しているとのことでした。

委員より、この補助金の内容はどの質疑があり、執行部より、所有する車に後付けで、アクセルの踏み間違いによる緊急発進を防ぐための誤発信防止装置の取り付けを行うことに補助をするものとのことでした。

この取り付けの費用は10万円程度で、これには国も5万円を上限に補助金を出しているが、町も補助をするものとのことでした。

続きまして、70ページ。

70ページの15目新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、令和3年度も前年度同様に各課分をここにまとめて計上して、コロナ関連事業の全体が分かりやすい形としているとのことでした。

中段からの12節委託料では5,572万円ほどを計上していますが、予算の説明は総務課が行うが、執行は各課それぞれ担当課が行うこととなっているとのことでした。

その下、14節工事請負費の小中学校空調設備設置工事8,400万円は、コロナ関係の交付金で対応できることで計上しているとのことでした。

委員より、今回の空調設備設置工事の対象はどの質疑があり、執行部より、普通教室は完了しているが、未設置となっている特別教室へ設置するもので、この設置で全ての教室への設置となるとのことでした。

次は、9款ということで飛びます。151ページからの9款消防費です。

151ページ、9款消防費、1項消防費のうち、153ページ、3目消防施設費、14節工事請負費で防火水槽設置工事2,588万7,000円、その下、旧屯所解体工事で253万9,000円を計上。その下、17節備品購入費で消防自動車3,119万1,000円は、上川口消防団のポンプ車が22年経過しているための更改とのことでした。

委員より、防火水槽設置と旧屯所解体工事の内容はどの質疑があり、執行部より、防火水槽は、中ノ川と下田の口に40トンの防火水槽を設置するもの。また、解体工事は浮鞭と田の口の消防屯所を解体して、さら地にするものとのことでした。

続きまして、154ページからの4目防災費のうち、155ページ、12節委託料の最下段の地区緊急避難施設設計委託991万1,000円と、14節工事請負費の最下段で、156ページの地区緊急避難施設整備工事6,900万円、および16節公有財産購入費1,348万5,000円につきましては、入野早咲地区の消防屯所を高台に移転するものとのことでした。

委員より、移転先の場所と面積、また建物は集会所と合築かとの質疑がありまして、執行部より、場所は、地区の山手にあるタバコ乾燥場の西側。面積は1,700平方メートルほどで、建物は、都市防災事業では合築が補助対象の条件となっているため、消防屯所と集会所との合築となっているとのことでした。

なお、建築に際しての地区の分担金は、集会所部分のみに必要となっているとのことでした。

続きまして、156ページ。

17節備品購入費の下から2番目、避難所環境整備備品1,960万円につきましては、避難所に発電機を整備するものとのことでした。

委員より、発電機整備の内容はどの質疑があり、執行部より、これまではガスボンベを燃料とした簡易型の発電機を整備していたが、出力が弱く使いづらい面があるため、今後はガソリンを燃料とした発電機を整備していくとのことでした。

157ページからの10款教育費です。飛びまして170ページ、2項中学校費、2目教育振興費の1節報酬の部活指導員148万4,000円は、佐賀中学校サッカー部と大方中学校の野球部の指導員への報酬とのことでした。

委員より、この部活指導員については本会議でも質疑があったが、指導員は資格が必要かとの質疑があ



り、執行部より、資格は必要ない。なお、この部活の指導員については、現在、文部科学省は先生による指導をやめて、外部の指導員による指導に切り替える。将来の地域クラブ化に向けて舵を切ろうとしているとのことでした。

このため、今後は、基本的に地域に指導者がいれば積極的に外部指導化をしたいと考えているとのことでした。

172 ページからの4項社会教育費、1目社会教育総務費のうち、173 ページ、12 節委託料のイベント等運営補助委託 224 万 7,000 円は、昨年度とほぼ同額で、内容は、生涯学習が行うさまざまな行事の補助的な作業をシルバー人材センターへ委託するものとのことです。

委員より、令和3年度のはだしマラソンなどの行事の予定はどの質疑があり、執行部より、参加人員をできるだけ少なくしようとのことで、はだしマラソンについては県内の方を対象に例年の半数程度の750人規模で、また、アクアスロン大会についても県内の方を対象に200人規模で、かつ、前夜祭は中止としての開催を計画しているとのことでした。

飛びまして、185 ページ下段、12 款公債費、1 項公債費、1 目元金、22 節償還金利子及び割引料の町債償還元金 14 億 5,243 万 2,000 円は、令和3年度の償還見込み額とのことでした。

委員より、償還金の今後の見通しはどの質疑があり、執行部より、近年の状況や来年度に向けての見通しは、194 ページの地方債に関する調書に示すとおり、徐々に減ってきている。認識としては今がピークで、今後、借入を抑えていけば徐々に減っていくと予測している。

しかし、今後は、高規格道路に関連した大きな事業として周辺整備や宅地造成、また墓地移転や上川口インター関連の事業がある。これらの事業での借入は必要かつ通常だと考えるが、計画に際しては細心の注意を払わなければならないと考えているとのことでした。

続きまして、戻りまして10ページの第3表地方債ですが、質疑はありませんでした。

続きまして、議案番号87、令和3年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について、

議案番号88、令和3年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての、2議案についての説明は本会議と同じで、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案番号96、令和3年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてです。

まず、歳入ですが、6ページ。

1 款使用料及び加入金等、1 項使用料、1 目サービス使用料 1 億 1,452 万 2,000 円、前年度比 410 万 1,000 円の増は、1 節サービス提供使用料の増額によるもの。その内訳は、令和2年10月末時点のテレビ放送の加入者が、前年同期比 36 件増の 2,409 件で、加入率が 47.8 パーセント。また、インターネット通信の加入者が、同じく令和2年10月末時点で、前年度同期比 71 件の増の 1,620 件、加入率が 32.2 パーセントになったことによるものとのことです。

なお、告知端末の個人加入は、令和2年3月末時点で、前年度同期比で 58 件の減の 1,831 件となっているとのことでした。

歳出の方ですが、歳出については説明は本会議と同じでした。

委員より、インターネットのスピードが遅いとの話があるがどの質疑がありまして、執行部より、今年度、令和2年度にシステム改修を行ったので、現状、速度遅延はさほどない状態になっており、当面の速度遅延は解消されたと認識しているとのこと。

しかし、この状況は日進月歩である上、ここ一年はコロナの影響で当町だけではなく通信料が増えていることもあり、これらも検討して行かなければならないとのことでした。

委員からは、質疑ではありませんが、この特別会計は毎年、多額の一般会計からの繰入金で運用していて、令和3年度も1億6,000万円余りの繰入金となっている。このため、特に歳出の予算化に際しては厳しいチェックをしていただくようにとの要望がありました。

続きまして、議案番号102、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定について、

議案番号108、黒潮町建設計画の変更についての2議案については、説明につきましては本会議と同じで、特段の質疑はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査についての報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、澳本哲也君。

産業建設厚生常任委員長（澳本哲也君）

それでは、産業建設厚生常任委員会が付託された議案について、その審査の経過ならびに結果を報告致します。

当委員会は、町長、関係課長、議員出席の下、3月8日10時20分、本会議終了から、3月10日の11時15分まで、慎重に審査致しました結果、当委員会に付託された議案第74号から議案第107号まで、全会一致で可決および認定すべきものと決しました。

これより、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

議案第74号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、本会議での説明どおり、質疑等はありませんでした。

議案第75号、議案黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について。

執行部より、住民の努力により、積み上げた基金を取り崩し住民に還元するため、基準額500円の値下げを行うものです。近隣の市町村では値下げを行う所はない。今年度も黒字決算の見込みで、町民の健康寿命は延びているとの報告がありました。

議案第77号、黒潮町農林業基盤整備用機械施設の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について。

指定管理から町長管理へ移行し、月額2,600円で4月から森林組合と賃貸契約を結ぶということです。

委員より、月額2,600円の根拠と、機械設備はこれからどうするのかという質疑がありました。

執行部より、月額2,600円の根拠は、当施設の固定資産税相当額3万1,200円を12か月で割ったもの。機械設備は耐用年数が過ぎているため、使用料は取らず使用してもらうということであります。

議案第79号、令和2年度一般会計補正予算についてです。

第2表、ページ9ページですけども、繰越明許費。

委員より、繰越明許がかなり多いがどうなっているのかとの質疑ありました。

執行部より、総務費定住促進整備事業は、令和元年度の事業を今年度実施している。年間最高10件実施

したが、計画の15件はかなりの無理がある。見合う物件がなかなか見つからないのが現実であるということです。

海洋森林課管轄の事業では、入札の不調や新型コロナウイルス感染関係が多く、支払い等4月以降になるためとの説明がありました。

産業推進室、農業振興課からも、やっぱりコロナ関連により事業が4月以降になるものがかなりあり、繰り越しになるということです。

ページ、40ページ。

2款総務費、ふるさと納税役務費、ふるさと納税寄付金受領業務代行手数料1,242万1,000円ですが、委員より、ポータルサイトの手数料は長期契約で安くならないのかと質疑がありました。

執行部より、寄付金額に応じての手数料で安くはならない。現在、5社と契約を結んでいる。今年度は11億を目標にしています。2月末現在のふるさと納税寄付金額は10億2,860万7,416円の実績とのことです。

ページ、41ページ。

歳出2款総務費、新型コロナウイルス感染対策費の18節負担金補助及び交付金の、負担金交付金新型コロナウイルス感染症経済支援給付事業補助金3,027万円について、委員より、感染対策による給付補助はさまざま対策が講じられてきたが、もし感染者が出た事業所などに補助が必要ではないかとの意見がありました。

執行部より、今の段階では該当する施策、補助はないということであります。

ページ、61ページ。

歳出6款農林水産業費、水産振興費の18節負担金補助及び交付金の補助交付金、土佐さがカツオビジネス創造事業補助金、マイナスの150万円は、今年度、戻りカツオ祭りがコロナの関係で中止になったものです。

委員より、今年度は戻りカツオ祭りはぜひ行ってもらいたいが、カツオだけでなく魚祭りとして、水産業全体の祭りを開催を望むという意見がありました。

ページ、63ページ。

歳出商工費、商工振興費の負担金補助及び交付金、補助交付金の黒潮町外国人技能実習生環境等整備事業補助金、マイナス200万円。

1件当たり50万円の補助で20件分を計上して、16件行ったとの説明があり、委員より、町の公営住宅の活用はできないかという質疑がありました。

執行部より、現在の条例では入居は困難である。これからの課題でもあるということです。

議案第82号から議案第84号までは、実績からの見込額の調整ということであります。

議案第85号、令和3年度黒潮町一般会計補正予算についてです。

69ページ。

2款総務費、ふるさと納税報償費の1億6,800万円。

委員より、令和3年度の目標額は7億円に設定しているとのことですが、令和2年度の返礼品の人気商品は何かありましたかという質問がありました。

執行部より、やはり1位はカツオたたきが寄付額6億7,000万円分、2位は缶詰製作所の非常食セットで、寄付額が3,171万円だったそうです。

ページ、70ページ。

2 款総務費、新型コロナウイルス感染症対策費の中のマイナンバーカード所得に対する商品券配布の全体的費用に2,648万5,000円が計上されているが詳細は、との質疑がありました。

執行部より、3月31日にマイナポイントが切れるため、4月からマイナンバーを取得される方に5,000円の地域商品券を配布する為の費用であるとのこと。

委員より、現在までのマイナンバーカードの取得者はとの質疑があり、執行部より、2月28日現在、申請者2,870人、うち交付者は2,126人でまだまだ少ない。3年度は、申請してもらおうよう地域66カ所へ出向き、取り組みを開始するとのこと。

ページ88。

3 款民生費、障がい者自立支援費委託料、地域生活支援事業委託637万円について、委員より、精神障がい者に対する取り組みの事業が少ないので、委託契約時にしっかりとお願いできないかとの意見がありました。

執行部より、しっかり社会福祉協議会が主体的に取り組んでもらうよう伝えるとのこと。

ページ、100ページ。

4 款衛生費、保険衛生費。3年度は新型コロナ感染によるワクチン接種費用6,974万1,000円、全額国が負担とのことですが、今現在、ワクチンが当町に入ってくる時期など、確定した情報を報告することがなかなかできない。確定した情報は町民にしっかり伝えていく。町全体、職員を中心にしっかり取り組んでいく、とのこと。

ページ、111ページ。

4 款衛生費、診療所費の繰出金6,577万円。

委員より、数年前より金額が大きくなっているがどうしてかとの質疑ありました。

執行部より、以前は3,000万円くらいだったが、特に今年は新型コロナウイルス感染の影響で一人当たりの診療回数が減り、1日8人から10人が受診している現状である。新型コロナウイルス感染対策関係で、今まで以上に行う業務、対策が多くなってきたということが現実だそうです。

ページ112。

4 款衛生費、し尿処理費、需用費の修繕費5,651万。

し尿処理場の令和3年度の機器整備計画の費用という説明があり、委員より、これから毎年費用が掛かってくるのであれば、施設のにももっと良いシステム、もっと良い機能のものを建て替えた方が良いのではないかとの質疑がありました。

執行部より、立地問題等課題はあるが、早い時期に検討は必要に思うとのこと。

ページ118。

6 款農林水産業費の農業振興費、負担金補助及び交付金、補助交付金燃料タンク対策事業補助金の1,625万8,000円について、委員より、かなり完了した事業と思うが、いつまでかかるのかとの質疑がありました。

執行部より、浸水区域が優先で進めている。全部で150基ほどあり、まだ完了には至らない。3年度は15基を予定し、一基当たり130万円で、個人負担が6分の1で、あとは県が2分の1、町が3分の1の負担とのこと。

ページ123。

農林水産業の林業振興費の委託費、松原関係です。地上散布247万、伐倒駆除202万、樹幹注入が508万4,000円。合計957万4,000円を行うという報告がありました。

効果は出ているのかという質疑がありました。

執行部より、地上散布を5月に実施し、効果は大きい。伐倒駆除も1,200本から500本ぐらいに減ってきている。枯れが少なくなってきたということです。

ページ127。

水産業振興費、委託料、間伐材沈設型魚礁設置委託198万円ですが、設置目的と場所はどの、委員より質疑がありました。

執行部より、以前設置した魚礁をもう一度活性化する目的で、漁業者自ら魚礁の上に設置する。今回は佐賀地区に設置するということです。

ページ129。

負担金補助及び交付金、負担金の種苗放流事業費補助金495万円の詳細と、放流効果について質疑がありました。

執行部より、アマダイ1万尾270万円、ナマコ500キロ60万円、イセエビ3,000尾165万円。

アマダイについては、年々増えてきている。これからの釣り漁業に期待をしているということです。

イセエビは、漁期間中150グラム以下のものを1尾500円で町が買い取り、地域の魚礁に放流する新しい取り組みを行うということです。他県でも実施している所があり、効果は大きいとのこと。

ページ、151ページ。

8款土木費、住宅建設費、負担金補助及び交付金の補助交付金、老朽住宅除去事業補助金2,000万円。

委員より、避難道沿いの老朽住宅があり危険個所になっている場合、防災対策として上限100万円を引き上げることにはできないかとの質疑がありました。

執行部より、これから老朽住宅は増えてくるのは間違いないが、引き上げは難しい。個人の財産で、持ち主が撤去、管理することが基本とのこと。

議案第90号、黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算については、本会議の説明どおりで質疑等はありませんでした。

議案第89号、黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について、中身は本会議のとおりですけども、執行部よりのもう一つの説明があり、令和6年度より、段階的に国保料を統一化、定額化の方向性が出されているとのこと。

委員より、この件に関しては問題や課題が出てくるという意見がありました。これからの検討課題だということ。

議案第91号、黒潮町国民健康保険直診特別会計予算から、議案101号、指定管理者の指定については、意見、質疑はありません。

議案第103号から議案107号、指定管理者の指定については、委員より、公募できるものはしっかりと公募してほしい、という意見がありました。

以上をもって、産業建設厚生常任委員会の報告を終わります。

以上です。

議長（小松孝年君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および各常任委員長に対する質疑を終わります。

この際、10時20分まで休憩します。

休 憩 10時 06分

再 開 10時 20分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、討論を行います。

初めに、議案第71号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第71号の討論を終わります。

次に、議案第72号、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第72号の討論を終わります。

次に議案第73号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第73号の討論を終わります。

次に、議案第74号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第74号の討論を終わります。

次に、議案第75号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第75号の討論を終わります。

次に、議案第76号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第76号の討論を終わります。

次に、議案第77号、黒潮町農林業基盤整備用機械施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 77 号の討論を終わります。

次に、議案第 78 号、黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 78 号の討論を終わります。

次に、議案第 79 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 79 号の討論を終わります。

次に、議案第 80 号、令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 80 号の討論を終わります。

次に、議案第 81 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 81 号の討論を終わります。

次に、議案第 82 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 82 号の討論を終わります。

次に、議案第 83 号、令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 83 号の討論を終わります。

次に、議案第 84 号、令和 2 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 84 号の討論を終わります。

次に、議案第 85 号、令和 3 年度黒潮町一般会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 85 号の討論を終わります。

次に、議案第 86 号、令和 3 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論はありませんか。

んか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第86号の討論を終わります。

次に、議案第87号、令和3年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第87号の討論を終わります。

次に、議案第88号、令和3年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第88号の討論を終わります。

次に、議案第89号、令和3年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第89号の討論を終わります。

次に、議案第90号、令和3年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第90号の討論を終わります。

次に、議案第91号、令和3年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第91号の討論を終わります。

次に、議案第92号、令和3年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第92号の討論を終わります。

次に、議案第93号、令和3年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第93号の討論を終わります。

次に、議案第94号、令和3年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第94号の討論を終わります。

次に、議案第95号、令和3年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)



討論なしと認めます。

これで、議案第95号の討論を終わります。

次に、議案第96号、令和3年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第96号の討論を終わります。

次に、議案第97号、令和3年度黒潮町水道事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第97号の討論を終わります。

次に、議案第98号、町道の路線認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第98号の討論を終わります。

次に、議案第99号、黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第99号の討論を終わります。

次に、議案第100号、黒潮町デイ・サービスセンター「鹿島ヶ浦」に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第100号の討論を終わります。

次に、議案第101号、黒潮町デイ・サービスセンター「こぶし」に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第101号の討論を終わります。

次に、議案第102号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第102号の討論を終わります。

次に、議案第103号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第103号の討論を終わります。

次に、議案第104号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指

定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第104号の討論を終わります。

次に、議案第105号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第105号の討論を終わります。

次に、議案第106号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第106号の討論を終わります。

次に、議案第107号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第107号の討論を終わります。

次に、議案第108号、黒潮町建設計画の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第108号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第71号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。  
従って、議案第 73 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。  
従って、議案第 74 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。  
従って、議案第 75 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。  
従って、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号、黒潮町農林業基盤整備用機械施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。  
従って、議案第 77 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号、黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。  
従って、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。  
従って、議案第 79 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号、令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、令和2年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、令和2年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号、令和2年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、令和2年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、令和3年度黒潮町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第85号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、令和3年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、令和3年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号、令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 88 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号、令和 3 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号、令和 3 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号、令和 3 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 93 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号、令和 3 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号、令和 3 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第95号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号、令和3年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

举手全員です。

従って、議案第96号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号、令和3年度黒潮町水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

举手全員です。

従って、議案第97号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第98号、町道の路線認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

举手全員です。

従って、議案第98号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第99号、黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

举手全員です。

従って、議案第99号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号、黒潮町デイ・サービスセンター「鹿島ヶ浦」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

举手全員です。

従って、議案第100号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号、黒潮町デイ・サービスセンター「こぶし」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

举手全員です。

従って、議案第101号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

举手全員です。

従って、議案第 102 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 103 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 104 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 105 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 106 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 107 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 108 号、黒潮町建設計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 108 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 2、議案第 109 号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、議案第 109 号、教育委員会の委員の任命について説明させていただきます。

教育委員会の濱田佐恵（はまださえ）委員が令和3年3月19日をもって任期満了となることに伴い、その後任として、黒潮町佐賀732番地1、昭和50年7月22日生まれの矢野美湖（やのみこ）さんを任命したいので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

矢野さんは、人望も厚く、佐賀保育所の保護者会会長を務めるなど教育行政への見識も高く、新たに教育委員会の委員としてお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和3年3月20日から令和7年3月19日となっております。

ご同意を賜りますよう、どうかよろしくお願いいいたします。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は13人です。

次のとおり、立ち合い人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立ち合い人に、13番、中島一郎君、1番、小永正裕君を指名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

中島君、小永君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

（なしの声あり）

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。本案は原案のとおり矢野美湖（やのみこ）君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は会議規則第83条の規定により、否と見なしますのでご了承をお願いします。

それでは、1番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）



投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

中島君および小永君は、開票の立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票です。

以上のとおり、賛成全員です。

従いまして、議案第 109 号、教育委員会の委員の任命について、矢野美湖（やのみこ）君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入り口を開きます。

日程第 3、議案第 110 号、教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、議案第 110 号、教育長の任命について説明させていただきます。

黒潮町入野 5271 番地 8、昭和 33 年 8 月 1 日生まれの畦地和也教育長の任期が、令和 3 年 4 月 30 日をもって任期満了となるため、再度、任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

畦地教育長は、皆さんご承知のとおり、地域や社会に貢献するふるさと・キャリア教育や、防災教育プログラムとして命の教育を推進してきており、人望も厚く、学校関係者にも信頼があり、これまでの実績を生かして黒潮町の教育行政をまとめ上げていただけるものと確信しております。

なお、任期につきましては、令和 3 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日となっております。

ご同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 13 人です。

次のとおり、立ち合い人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立ち合い人に、2番、矢野依伸君、3番、山本久夫君を指名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

矢野依伸君および山本君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり畦地和也（あぜちかずや）君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は会議規則第83条の規定により、否と見なしますのでご了承をお願いします。

それでは、1番議員から投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

矢野依伸君、山本君は、開票の立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数13票。

そのうち、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成11票、反対2票です。

以上のとおり、賛成多数です。

従いまして、議案第110号、委員長の任命について、畦地和也（あぜちかずや）君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入口を開きます。

畦地和也君に申し上げます。教育長の任命については同意されましたことをご報告致します。

畦地和也君がおられますので、ここで、同意されたことに伴い、一言ごあいさつをお願い致します。

教育長（畦地和也君）

議案にご同意くださりまして、まず、ありがとうございます。

平成25年に3度目の教育委員会勤務を命じられまして、それ以来、議員の皆様、それから町民の皆様、それから教職員、多数の方にご助言をいただきながら、この間務めてまいりました。まず、その間について感謝を申し上げたいと思います。

この間、教育行政を取り巻く環境というのは大きく変わってきました。特に平成27年には、地方教育行

政の組織に関する法律が変わりまして、それまでの教育長が教育委員から教育行政のトップになったと。また、首長が教育行政に意見を申すことができるということで、総合教育会議なども設置をされました。

併せまして、新たな子ども・子育て支援法が施行されて、当町でも、それまでの福祉部門から教育部門に保育所が配置換えになったということになっております。

ここ1年では、このコロナ禍の影響で、数年先だといわれておりました児童生徒、情報端末1人1台が一気に進みまして、この4月からは全員が1台のタブレットを持って授業を行うことになっております。

行政の仕事というのは、短期で成果を出さなくてはいけないものもありますし、長期を見据えて未来のために、その成果のためにじっくり取り組まなくてはいけないものが、2種類あると思いますけれども、教育というのはどちらかというと後者。20年先、30年先を見据えて、じっくり取り込むのが教育ではないかなと常々思っております。

今回与えられましたこの任期、全力をもって、町の将来のため、そして一人一人の町民の幸せのために頑張っていきたいと思っておりますので、これからもご助言よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、畦地和也君のあいさつを終わります。

町教育行政を取り巻く環境は大変厳しく、また、ニーズも多様化するなど、大きく変わろうとしております。さまざまな課題が山積しておりますが、それらの課題解決および教育行政が益々発展するようご尽力いただきますことをご期待申し上げまして、歓迎致します。

日程第4、議員提出議案第6号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、池内弘道君。

12番（池内弘道君）

それでは、議員提出議案第6号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則の提案趣旨説明を行います。

添付をしております、新旧対照表の傍線部分が改正をする個所となっておりますので、ご確認をお願い致します。

初めに、第2条第1項については、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員としての生活するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席自由を整備しようとするものです。

次に、同条第2項については、出産に伴う母性保護の観点から出産に係る産前、産後の欠席期間を明確に規定し、より実効性のあるものに改正しようとするものです。

次に、第88条については、請願者の利便性の向上を図るため、議会の請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印によるものに改めようとするものです。

趣旨を考慮いただき、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で、提案趣旨説明を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論はありますか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承をお願いします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

この際、11 時 25 分まで休憩します。

休 憩 11 時 16 分

再 開 11 時 25 分

副議長(中島一郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議長の小松孝年君から、議会の申し合わせにより議長の辞職願が提出されました。

この審議に当たり、副議長が議長の職務を行います。

お諮りします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定致しました。

なお、議長の辞職の件につきましては、地方自治法第 117 条の規定により、小松孝年君は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

追加日程第1、議長の辞職の件を議題とします。

議長の小松孝年君から、議会の申し合わせにより、議席に配布しております辞職願のとおり、本日をもって議長を辞職したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

小松孝年君の議長の辞職を許可することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、小松孝年君の議長の辞職については、許可することに決定致しました。

追加日程第1の審議が終了しましたので、小松孝年君の入場を許可します。

小松孝年君は議席にお戻りください。

小松孝年君に申し上げます。議長の辞職は許可されましたので、報告致します。

ただ今、議長が欠けました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定致しました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

この選挙は、投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

ただ今の出席議員は14人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立ち会い人に、4番、山崎正男君、5番、浅野修一君を指名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

山崎君および浅野君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山崎君および浅野君は、開票の立ち会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票。

そのうち、有効投票 14 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、小松孝年君、13 票。

中島一郎君、1 票。

以上のとおりです。

従って、小松孝年君が議長に当選されました。

これで、議長の選挙を終わります。

議場の出入り口を開きます。

ただ今の選挙で議長に当選されました小松君が議長におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知を致します。

当選人の小松孝年君から、当選の承諾およびあいさつをお願いします。

議長（小松孝年君）

ただ今、告知を受けまして、再度議長に当選していただきました。ありがとうございます。

今回も責任の重さを痛感しているところでありますが、謹んで議長を受けさせていただきます。

これまで、令和の時代とともに 2 年間、一生懸命務めさせていただきました。2 年間のうち最初の 1 年は通常どおり議長の仕事をさせていただきましたが、2 年目の昨年から新型コロナウイルスの影響で、議長として対外的な活動はほとんどできませんでした。ですが、コロナ対策や、会議中の突然の豪雨や、そしてまた突然町長の辞任、そして町長選挙。いろいろと予期せぬ出来事が相次いで起きまして、そういった面ではいろんな経験がさせていただきました。

10 年一昔といえますけれども、以前、議会と行政は対峙しているようなものでしたが、今は行政と議会は車の両輪でいかなければならないといわれております。これが良いかどうかは別としまして、今問題となっておりますコロナ対策や、そして、いつ起きてもおかしくないと思われ南海トラフ地震対策、また人口問題等々、本当に足止めすることができない待たなしの状態の中では、車の両輪という関係でどんどん今から前に進めていかなければならないと思っております。

そういった中、議長として議会と行政の橋渡しをしっかりと行いまして、黒潮町の未来のためにこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いして、あいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

副議長（中島一郎君）

ありがとうございました。これから、よろしくお願ひ致します。

ここで、議長を交代致します。

議長（小松孝年君）

議長を交代しました。

これから、議会の議長を務めますので、よろしくお願ひ致します。

暫時休憩します。

休憩 11時 39分

再開 11時 45分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、副議長の中島一郎君から、議会の申し合わせにより副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

なお、副議長の辞職の件につきましては、地方自治法第117条の規定により、中島一郎君は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

副議長の辞職の件を議題とします。

副議長の中島一郎君から、議会の申し合わせにより、議席に配布しております辞職願のとおり、本日をもって副議長を辞職したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

中島一郎君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、中島一郎君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

追加日程第3の審議が終了しましたので、中島一郎君の入場を許可します。中島一郎君は議席にお戻りください。

中島一郎君に申し上げます。副議長の辞職は許可されましたので、ご報告します。

ただ今、副議長が欠けました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票によって行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

ただ今の出席議員は、14人です。

次のとおり、立ち合い人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立ち合い人に、6番、吉尾昌樹君、7番、濱村美香君を指名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

吉尾君、濱村君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

吉尾君、濱村君は、開票の立ち会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 1 票です。

有効投票中、澳本哲也君、11 票。

中島一郎君、1 票。

池内弘道君、1 票。

この選挙の法定得票数は、4 票です。

従って、澳本哲也君が副議長に当選されました。

これで、副議長の選挙を終わります。

議場を開きます。

ただ今の選挙で、副議長に当選されました澳本君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知を致します。

当選人の澳本哲也君から、当選の承諾およびあいさつをお願い致します。

副議長（澳本哲也君）

ありがとうございます。

このコロナ禍、本当に住民の方々は行政に対して、本当にまだまだ要望がたくさんあると思います。

そして、この議会には、今まで以上に期待という大きなものが掛かってくると思います。とにかく人を大切に、そして、一言一言を大切にしていって、そんな議会にしたいと思います。

頑張りますので、どうかよろしくをお願いします。ありがとうございます。

議長（小松孝年君）

ありがとうございました。これから、よろしくお願い致します。

副議長の改選に伴い、議席の一部を変更したいと思います。



お諮りします。

この際、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議席の一部を変更したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議席の一部を変更することに決定しました。

追加日程第5、議席の一部変更を行います。

副議長の改選に伴い、会議規則第3条第3項の規定により議席の一部を変更します。

申し合わせのとおり、副議長を最終2番席とするため、副議長の澳本哲也君を13番席に、13番席の中島一郎君を10番席に、それぞれ変更致します。

議席の移動については、次の議会からお願い致します。

以上で、議席の一部変更を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 11時 57分

再 開 12時 02分

議長 (小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、産業建設厚生常任委員会の正副委員長を選任についてご報告致します。

副議長の改選に伴い、澳本産業建設-厚生常任委員長から委員長を辞任したい旨の申し出がありました。先ほど開催しました、産業建設厚生常任委員会で許可した旨、通知がありました。

それに伴い、後任として、山本久夫君を委員長に互選した旨、連絡がありましたので、ご報告致します。

日程第5、議員の派遣に関する件についてを議題とします。

会議規則第127条の規定により、議員の派遣に関する件については、皆さまの議席に配布したとおりであります。

お諮りします。

議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第6、委員会の閉会中の継続審査および調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査および調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、議席に配布しました申出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

令和3年3月第16回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、ご提案させていただきました全ての議案につきましてご承認を賜り、誠にありがとうございます。

本議会を通じて賜りましたご意見を参考にしながら、引き続き、住民福祉の向上に全力で取り組んでいきます。

議長（小松孝年君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和3年3月第16回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 12時 04分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

小松孝年

署名議員

吉尾昌樹

署名議員

浅野修一